

「JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価に関する
審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年2月14日～令和6年3月14日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
申請者の提出した資料を基に審査すること自体が、偏っていますし、「鶏及び豚並びに養殖水産動物の飼料のリンの利用性の向上」という、わざわざ遺伝子組換え品を使う必要性も感じない目的で、本質的には現代の科学レベルで判明していない影響の可能性のあるものを承認することに反対です。	食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。 今回の食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行ったものです。 なお、遺伝子組換え飼料添加物の指定についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省へお伝えします。

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。